

粟島の海での遊漁において使用できる漁具・漁法は下記のとおりです。

(新潟県漁業調整規則第 40 条)

1. 竿釣り及び手釣り
2. たも網及び叉手網
3. 投網（船を使用しないものに限る。）
4. やす及びはし
5. 徒手採捕

【「やす」と「もり」の違いとは】

「やす」とは、魚介類を突き刺す先端部（金属部）と柄がくっついており、柄を手で持って突き刺す漁具です。「もり」や「水中銃」は「やす」に含まれません。

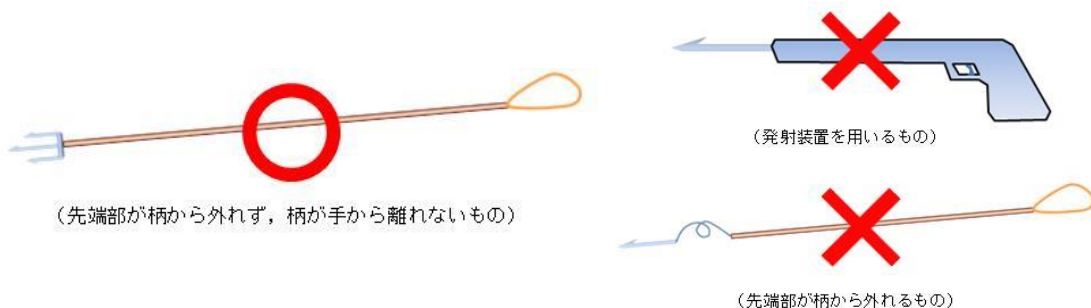
【制限される「もり」について】

1. 使用できるもの

- ・魚介類を突き刺す先端部（金属部）と柄がくっついているもの。
- ・柄の末端にゴムひもを付け、その弾力によって柄を手のひらの中で滑らせて魚介類を突き刺した際、柄が手のひらの中にあっていつでも握ることができる構造のもの。

2. 使用できないもの

- ・発射装置が付いた「もり」や「水中銃」など。突き刺す部分が手から離れる構造のものは使用できません。
- ・チョッキ鉈（もり）とも呼ばれ、魚介類を突き刺した際、先端部（金属部）が柄から離れるもの。先端部（金属部）と柄がワイヤー類で繋がれていても使用できません。
- ・手首と繋がったゴムひもで柄を発射した際、柄と手首がゴムひもで繋がっていても、手のひらの中から離れて握ることができない構造のもの。



※もり、チョッキ、水中銃等、使用できない漁具を使用して魚介類を採捕すると、新潟県漁業調整規則違反として罰せられます。(第 40 条、第 56 条)